

行政制度の調整方針案作成の基本的考え方について(案)

1 行政制度の調整方針案作成の基本方針

原則として、調整方針案は、新潟地域 13 市町村における合併協議会で合意した調整方針に沿ったものとする。

ただし、上記により同一の経過措置期間を設けるなどした場合に、新潟地域 13 市町村の調整方針の実現が困難となったり、事務が非常に煩雑になるなど、合併後の事業執行に支障が生ずるものについては、経過措置期間の短縮などを検討する。

2 各種事務事業調整の原則

新潟地域 13 市町村での合併協議と同様に以下の 3 つとする。

原則として新潟市の制度に統一する。

巻町の制度のうち、合併後ただちに新潟市の制度に統一することで、住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。

巻町において、伝統や文化、あるいは地域コミュニティに基づいて独自に推し進めてきた事務事業は、将来の区政も念頭に置きながら存続について充分検討する。巻町に限定して存続とした場合、合併後、政令指定都市への移行の状況などを見ながらその内容について検討する。